

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象税務署一覧」のとおり。）。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象税務署一覧

業務センター現名称等 (令和8年4月現在)	業務センター新名称等 (令和8年7月10日以降)	内部事務のセンター化の 対象税務署
〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局 札幌業務センター	札幌中、 札幌北 、 札幌南 、 札幌西、 札幌東 、 小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、 余市、浦河
〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局 函館業務センター	函館、室蘭、八雲、江差、倶知 安
〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番 15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番 15号 旭川合同庁舎 札幌国税局 旭川業務センター	旭川中、旭川東、北見、網走、 留萌、稚内、紋別、 名寄、深川、富良野
〒080-8515 帯広市西5条8丁目 帯広第 2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広 第2地方合同庁舎 札幌国税局 帯広業務センター	釧路、帯広、根室、十勝池田

※ 内部事務のセンター化の対象税務署欄の下線は、令和8年7月10日以降、新たに追加される税務署です。

※ 札幌国税局管内以外の業務センターの新名称等については、令和8年7月1日以降に国税庁ホームページをご確認ください。